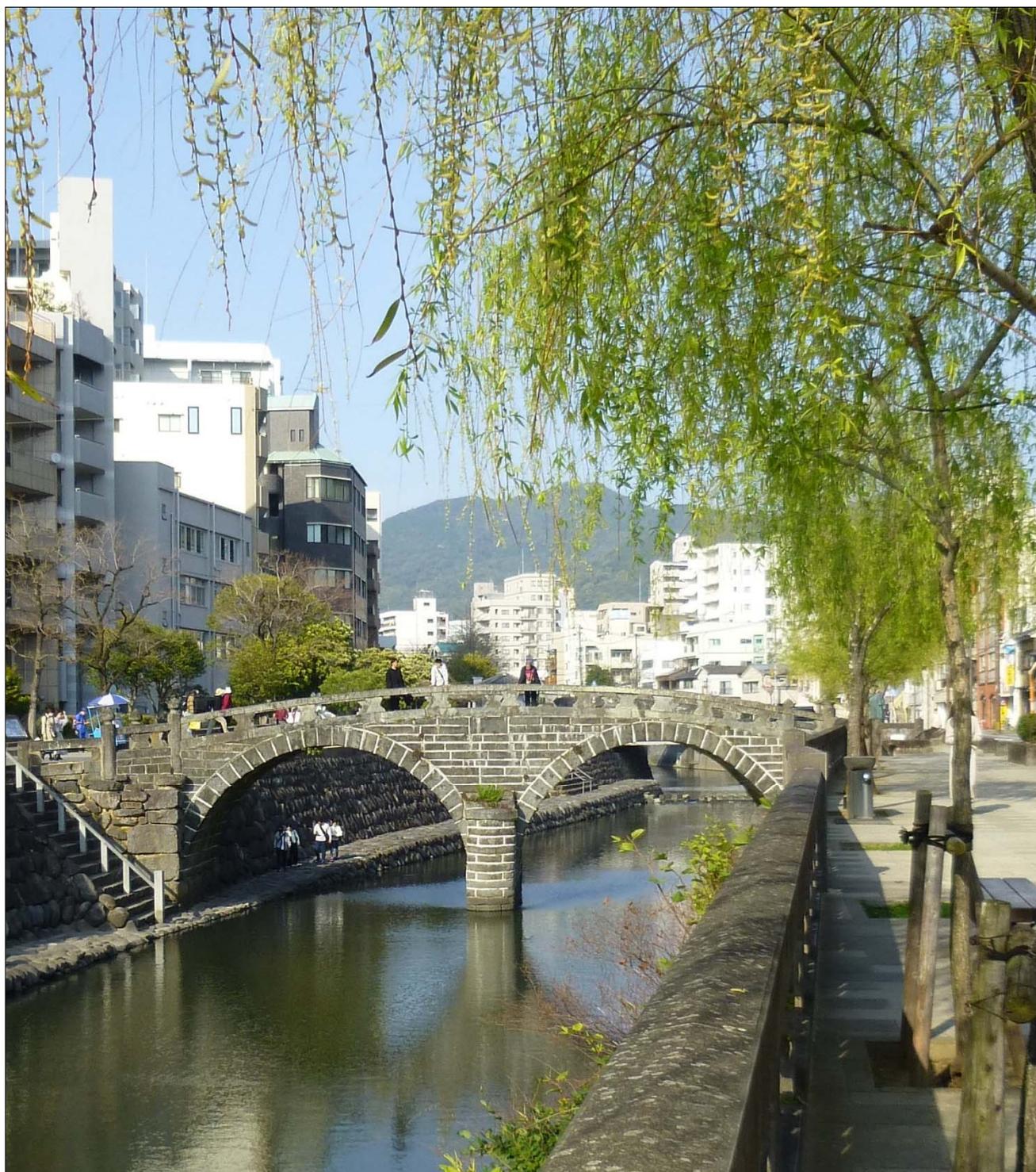


全公連だより

VOL. 17

令和5年5月1日発行



眼鏡橋 撮影者：長崎協会 森波



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

全公連だより VOL.17令和5年5月号 目次

1	競争にはリスクが伴う:2020 東京五輪を素材に 全公連学術顧問上智大学教授 楠 茂樹	2
2	災害時協定書を締結した企業様から新製品や業務 の効率化に対する提言について 【アイサンテクノロジー株式会社】	4
3	ブロック総会等報告	7
4	全国の各協会紹介 【群馬協会】【長崎協会】	8
5	会務報告 第2回研修会及び全国理事長会議 広報委員会の活動報告	10
6	全公連ニュース 令和5年度定時総会及び第1回研修会開催案内 会議経過及び今後の会議予定	12
7	知っとく情報 「コノエ「標」の話題 第3回」 株式会社コノエ 測量事業本部	13
8	コラム【ホウキンの道草】 「相続財産の国庫帰属と土地家屋調査士の役割」 全公連学術顧問 寶金 敏明	15
9	全国お役所百景 下関市役所	17
10	編集後記	18

競争にはリスクが伴う：2020 東京五輪を素材に

上智大学法科大学院・法学部 教授(全公連顧問) 楠 茂樹

約半世紀ぶりの東京五輪はコロナ禍が直撃し、一年遅れの、それも無観客での開催となった。日本政府のコロナ対応にはいろいろ批判があったが、全世界的にパニックだったのだからそれはやむを得ない。何とか開催まで漕ぎ着けたのだから一定の評価は与えられるべきだろう。しかしその後の相次ぐ不正の発覚によって、「国の面子を潰してしまった」感がある。



筆者の記憶では、五輪誘致に成功した頃は確か、「コンパクト五輪」が標榜されていたはずだ。言い換えれば、新規の箱モノは極力避け、小さくまとまる形でお金のかからない五輪を目指していたはずだ。当初は1兆円規模の財政投入の予定だったところ、最終的には2倍以上になったとの指摘もある。これは十分に予想されたことだ。簡単にいえば、五輪開催が決定した以上、もうこのイベントは「引き返せない」「失敗できない」「間に合わないとはいえない」ことになる。最後の点は、コロナ禍という有事によって例外的扱いとなったが、延期はあっても返上などは日本オリンピック委員会としても東京五輪組織委員会としても、到底口に出すことはできなかった。支出を抑えるどころか、「国の面子」から増額やむなしとなるのは、この手のイベントのお決まりの帰結である。「復興五輪」と銘打って建設ラッシュとなったが、五輪が被災地のインフラ整備に資する訳ではなく、復興事業もままならない状況下で、さらに関東以北の需給バランスを崩してしまい、諸方面に支障を生じさせたのではないかとも思ってしまう。第二次安倍政権の前まで公共事業費は減少し続け、建設の担い手が不足する中での大震災であったところ、大規模な国土強靱化政策、そして五輪事業である。他の建設需要を抑制するべきところこれを拡大するとは、国土交通省は頭を抱えたことだろう。

誘致に際しては賄賂が渡されたのではないかと、という疑惑もあった。スポンサー選定に当たっては組織委員会の理事が収賄罪に問われてしまった。本人は否認しているので疑惑のままではあるが、これは事件化している。贈賄側は容疑を認めていると報じられている。そして、テスト会場、本番会場の運営業務などをめぐる談合事件である。これは筆者の専門である独占禁止法の事件だ。

この事件については、筆者は3月、『論座』というWEB 言論雑誌に寄稿した。そこで、組織委員会の幹部が五輪を成功させるためには競争入札のような、そもそも応札してくれるのかも含めてその結果がどうなるのか、不確実性が大きい手法に強い不安があった、という。いわゆる特命随意契約のような非競争的な個別の交渉を通じた契約締結によって、確実に、安全に事業を遂行することが妥当だと考えたようだ。しかし、これが二つの事実によって談合事件となってしまった。

第一が、随意契約の調整、差配を広告代理店の最大手に委ねてしまったということである。そもそも組織委員会にはこの企業からの少なくない出向者が在籍していたという。「餅は餅屋」ということで、イベント事業を束ねるにはその最大手に委ねるのが効率的だというのは分かるが、それならば、組織委員会は徹底してその計画を貫くために競争させない必要があった。

しかし、そして第二に、そういう調整、差配をさせておきながら組織委員会は競争入札によって業者を選定する決定をした。調整に応じた業者からしてみれば罨にかかったようなものだ。計画を前提に動いておきながら、途中からより不確実性を伴う手法に切り替えた、自己矛盾がこの談合事件をひき起こしたといっよい。組織委員会の幹部は、当初、不確実性を除去するために動いており、競争入札の採用決定後も当初の計画を実行しようとしたのだが、説明が付かない。組織委員会の中でどのような行き違いがあったのかわからないが、仮に競争入札は形だけで、色々税金が入っておりメディアがうるさいのでそうした、というのであれば、それは国民軽視以外の何ものでもない。

独占禁止法上の論点はいろいろあるが、ここでは述べないでおこう。ここでは前に述べた需給バランスの崩壊の話と併せて、(公共) 調達(の急所(難所といえるかもしれない))について以下の点を指摘しておきたい(組織委員会は公益財団法人ではあるが、その調達活動は官製談合防止法の射程外となる民間調達ではある。しかし公共調達の論点にも密接に結び付く)。

競争の機能は、より効率的な契約条件とそれを実現する契約相手を探し出すことを可能にする点にある。買い手の側から、そして価格だけを見るならば、より安い取引相手を競争手続が教えてくれる。だから公共

調達に関連する立法は競争（入札）を原則として位置付けている。

一方、競争にはリスクも伴う。公告を見て申し込む業者がどのくらいいるのか事前にはわからないし、どのような業者かもわからない。事前に意中の業者に情報提供すれば癒着といわれるし、場合によっては法令違反になる。最悪なのは誰も応札しない不成立だ。その場合、やり直しになり、その分時間がかかる。入札参加資格を絞れば品質の確保には資するが、その分、競争性は低下する。却って不成立を促すことにもなりかねない。業者の側からしても、誰が参入するかわからないのであるから、応札しても受注できるとは限らない。積算のコストが無駄になるかもしれないし、総合評価方式など採用された場合に求められる提案書作成に向けられた労力が徒労に終わるかもしれない。余程魅力のある業務でもない限り無理して落としたいとは思わない。その他の民間の発注、官公庁の発注もあり、比較し、選べる立場にある業者はそうだろう。

競争の対語は独占であるが、公共調達の文脈では競争の対語は計画だと筆者は考えている。競争は大きなメリットがある一方不確実性というリスクがあるが、非競争的な特命随意契約のメリットは不確実性というリスクが相対的に少ない計画性重視の手法だということだ。企画の段階から特定の業者と交渉できるし、業者間の調整や差配も可能である。時間的制約が厳しく、失敗のリスクを負えない大規模イベントを抱えた組織委員会が、当初は計画を重視しようとしたのは頷ける。頷けないのは一貫性がないことだ。

需要が集中した場合、競争の不確実性のリスクは格段に大きくなる。復興事業で不成立が相次ぎ、なかなか被災地のインフラ再整備が進まないという話をしばしば聞いたが、これは受給バランスが壊れているからに他ならない。このような場合、特命随意契約を効果的に利用できると計画がスムーズに進むのであるが、会計法や地方自治法にはこれに対応する明確な規定が存在しない。だから「2者以上の業者が参入可能だ」という「可能性」を根拠に、随意契約の採択が却下されるのである。

一方、供給過多のときも競争の不確実性が高くなる。いわゆるダンピングによる品質低下への懸念である。安ければ何でもよいという公共調達などあるはずもない。この場合、入札参加資格の厳格化、総合評価方式あるいは企画競争の採用が効果的であるが、よりダイレクトには下限価格（低入札調査基準価格、最低制限価格）の設定とその厳格な運用がよく効く。公嘱業務の公共契約の適正化に向けた最大のポイントがこれだ。

競争はリスクを伴う。そのリスクを伴ってでも利用

価値がより高いというのであれば堂々と利用すればよい。しかし、そのリスクがとれないというのであれば、下限価格の設定のようなリスクを減らす仕組みを工夫するしかない。それがかなわないのであれば、特命随意契約しかない。その場合、それも堂々と行われるべきだ。東京五輪の一連の問題はそんなことを改めて考えるきっかけを提供するものであった。

（了）

**TOKYO
OLYMPICS**



2020

登記所備付地図作成作業現地調査の可視化と利便性を追求した新しいシステム「E-Collector」をご紹介します。

アイサンテクノロジー株式会社
測地ソリューション事業本部 営業推進部 部長 小野 彰

1. 製品概要

本製品は、調査情報を管理する内業用の「基幹システム」と、現地立会業務を支援する外業用の「立会業務支援システム」の2つからなる、シンプルなシステム構成となっております。内業用の「PC側」は、調査情報の作成と管理を行い、外業用の「タブレット側」は、現地での調査データの収集を行います。また、双方をワンタッチで共有することができ、視覚的に立会状況の進捗が確認できるシステムとなっております。「PC側」と「タブレット側」の操作感は同一しております。



2. 製品コンセプト

本製品のコンセプトは、登記所備付地図作成作業の現地調査における作業工程を管理、共有いただくため、その作業工程を「可視化」すること、また、作業者の視点にて、作業を効率的に実施いただく、「使いやすさ」「利便性」を追求した製品としております。

「可視化」のポイント

- ・ 作業する調査情報を一元管理すること。
- ・ 調査資料や調査業務を、デジタルデータで管理すること。
- ・ 調査進捗状況を作業員間で共有すること。現地調査業務をシステム化することで、簡単に、作業工程が見える！その点を追求しております。

「利便性」のポイント

- ・ 目的を明確に、画面の切り替えは最小限に抑え、色や、マークを使った分かりやすい操作性にしており、「直観的に扱っていただけます」。
- ・ 各調査事項の収集支援と、その収集データを自動集計します。
- ・ 日々の業務報告を自動化することで、進捗報告の手間を省き、より効果的な共有を実現致します！この機能を応用することにより、地権者、発注者からの要求によって、全体の進捗状況を数値で報告することも可能となります。

3. 基幹システムの特徴

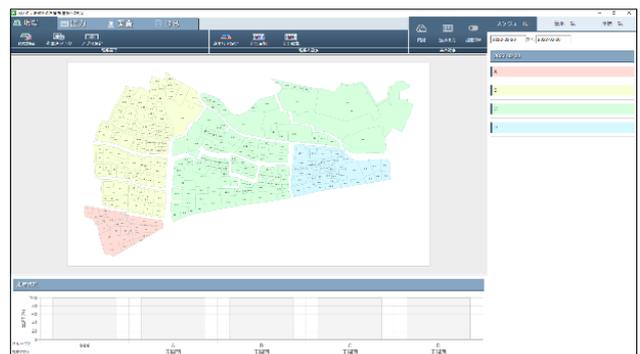
「基幹システム」は PC 側で登記所備付地図作成作業の立会業務に必要な調査データを管理するもので、調査情報を統合して集計するシステムとなっており、全体の進捗状況を確認いただけます。調査情報データの作成につきましては、作成済みの調査素図データ、調査前の一筆地の登記情報、立会スケジュールを取り込むことができ、効率的に業務を進めることが可能です。

- ・ 調査情報データは簡単作成

調査情報データは Wingneo®INFINITY や地籍フォーマット 2000 での取り込み、スケジュール作成を管理システムで行うことも可能です。また、一筆地ごとに登記事項証明書や地積測量図、公図なども、添付ファイルとして登録が可能です。

- ・ データの一元管理、共有化

1つの地域を「どの班」が作業するのか、作業しているのかが一目でわかるよう、一筆地を着色で表示して、立会業務データを一元管理し、立会業務支援システム（タブレット）へデータを持ち出す為に、全体の調査データを共有化します。



- ・ 立会スケジュール管理

基幹システムでは、作業班、立会日時、立会者、進捗状況等を地図データにより、視覚的に管理できるだけでなく、タイムテーブルで、日単位の立会スケジュールを更に分かりやすく確認することができ、立会状況に応じて、再調査等の立会スケジュールの再設定、漏れた地番がないか等のチェックが可能です。

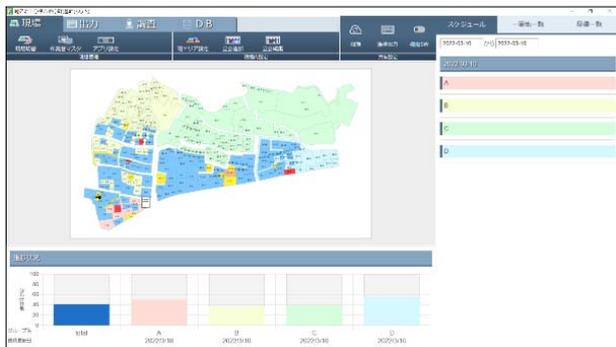
- ・ 収集した調査データの同期

後程ご紹介いたします立会業務支援システムで収集した調査データと同期することが可能であり、立会

業務の進捗状況を基幹システムで視覚的に表示することができます。

各班の調査データを同期することで、全体の立会状況を基幹システムにて一元管理することが可能です。

「基幹システム」を現地事務所に配置いただければ、法務局との進捗共有も可能となります。ここが本製品のポイントであります「可視化」を実現した点です。



・システム間の情報共有です。

基幹システムと立会業務支援システムとの間のデータ転送は、共有フォルダを用いたデータのアップロード・ダウンロードによって、相互転送が可能です。共有フォルダには、オンラインストレージの任意のフォルダを指定することができ、立会業務支援システム（タブレット側）で調査データを「日」単位でアップロードすることにより、日々の進捗管理を自動で行います。一日の業務完了後は、ボタン一つで調査データをアップロード（報告）することが可能です。ボタン一つで、各班の収集したデータを集計して、各種報告書を出力致します。集計や報告書の作成の煩わしい作業を自動で行いますので、手間なく報告業務を実施いただけます。

4. 立会業務支援システムの特徴

立会業務支援システムは、登記所備付地図作成作業の立会業務について、タブレットを使用して調査データを収集するシステムです。基幹システム同様、立会業務支援システムでも業務の進捗管理をすることができ、収集後の調査データは、日報報告書や写真帳として帳票を出力できます。

・班ごとに指定した地区のデータを持ち出し可

1つの地域を複数の班に分かれて作業することを前提に、基幹システムに複数の立会業務支援システムを関連づけて作業できるようになっております。タブレット側に持ち出したデータは、作業班のエリアのみ、色を強調して表示することで作業地区を明確にします。

・班ごとの立会日、立会者等を視覚的に管理

班ごとの立会日、立会者等を視覚的に管理ができま

す。「基幹システム」と同様に、画面は、立会予定スケジュール一覧とタイムテーブルの表示を切り替えることができ、所有者や、立会予定日、確定済等の調査状況での着色切り替えも可能です。タブレットでは、現地での当日の立会スケジュールを確認いただくことを目的に、タイムテーブルによるスケジュール表示にしており、作業班、立会日、立会者等を視覚的に管理できます。タブレット側でも一筆地情報の確認やスケジュールの調整、編集ができる機能を搭載しておりますので、各班で再立会等のスケジュール調整が可能です。

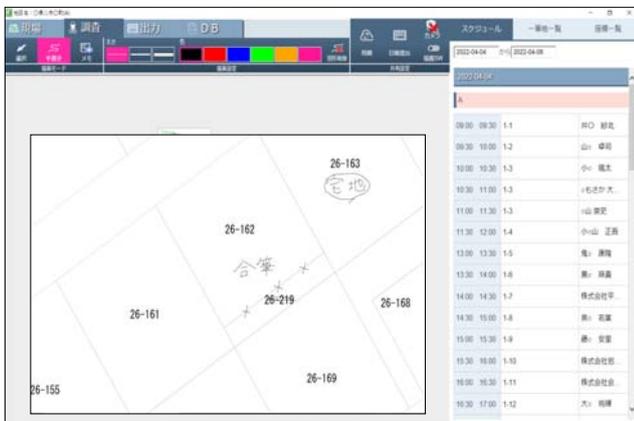


・小回りの利く機能をフル装備

調査すべき事項をわかりやすく、簡単に操作いただけるよう、タブレット側では、現地での操作性を追求して、できる限り1つの画面内で調査情報が収集できるように機能を構成しています。登録してある登記事項証明書や地積測量図などをワンタッチで表示することができ、立会状況だけでなく、各筆界点の状況、杭属性を、選択にて登録することができます。一筆地、筆界点への写真登録作業につきましては、タブレット本体内蔵カメラや Bluetooth・Wi-Fi 接続したデジタルカメラ・スマートフォンで写真撮影を行い、デジタルカメラ・スマートフォンで撮影した画像データでもタブレット側に自動転送しますので、調査情報を入力する画面にて、写真を撮影していただくだけで、一筆地、筆界点に自動で関連付けをして、杭の写真を管理します。また、タブレットの利点を生かして、タッチ

ペンでの手書きメモ機能として、分合筆の情報、筆界線の修正、地目変更情報などを、画面に直接記載いただけます。

筆界点に対する調査情報として「確定」「未確定」「埋設予定」の種別、「未測量」か「測量済」の情報、杭属性の選択が可能であり、属性はマスタ登録にて自由に登録することが可能なので、法務局から支給された境界標を登録しておくことで、最終的に境界標種別での集計が可能です。現地確認にて、筆界点を新しく追加することも可能であり、隣接の地番にも合わせて筆界点を追加します。分合筆、地目変更以外に、筆界を構成する点が減った・増えた等の情報も素図に直接メモ書きしていただけます。



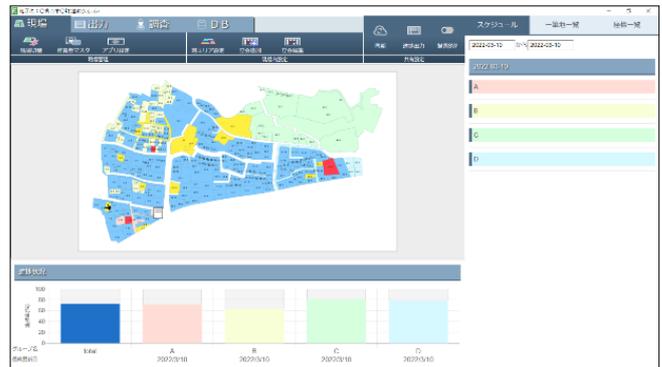
・収集したデータの共有

収集した調査データは、ワンボタンで管理システムに転送され、調査したデータをもとに、法務省不動産登記法第14条地図作成作業規定に記載されております、「現地調査作業日誌」や、各種報告書の作成も自動で行いますので、手間なく報告業務を実施いただけます。筆界を確認した地番、確認不能地の地番、地目変更を要する地番等の情報、境界標の設置数量や法務局支給の金属プレートが何枚といった種類の集計も可能です。

・調査データの可視化

調査状況を色で表現することで、視覚的に進捗状況の確認をすることが出来ます。

また、調査データをアップロードすることで、基幹システムでもリアルタイムに進捗状況の確認が可能です。



調査進捗管理シート				
調査情報	A班	B班	C班	合計
未立会	25	30	28	83
立会済	10	9	20	39
再立会・欠席	1	2	3	6
合計	36	41	51	128
筆界点情報	A班	B班	C班	合計
未確定	2	4	3	9
確定(既設)	130	128	144	402
確定(埋設予定)	20	12	6	38
確定(新設済)	3	5	2	10
合計	155	149	155	459
測量状況	A班	B班	C班	合計
測量済	120	119	140	379
未測量	35	30	15	80
合計	155	149	155	459

本製品は、登記所備付地図作成作業における調査データの可視化を実現するとともに、現地立会業務における利便性を追求しており、作業の効率化を促進しつつ、法務局へも業務の正確性を伝えることができますので、本業務を継続的に受託いただける為の一助となれば幸いです。

ブロック総会等報告

○近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士 協会連絡協議会

近公連研修会報告

滋賀協会 理事長 中野 正章

近公連では、令和5年4月25日(火曜日)、大阪市中央区の「エル大阪」において令和4年度研修会を開催いたしました。

今回は講師に和歌山協会社員の土地家屋調査士片岡聖佳氏をお招きし、「会議の進め方について・役員的心得」をテーマとした役員対象の研修会で、近畿各協会から57名の役員が参加し聴講いたしました。

役員は協会運営にあたり、「総会」「理事会」「部会」「委員会」等様々な会議を開催しますが、その方法の多くが前例に倣ったものであり、仮に多少の進めにくさを感じたとしても、「これまでがそうだったから」との理由から、敢えて改善に取り組むことには消極的でした。

研修では「ロバート議事法」の基本原則を取り上げていただき、会議の構成員として知っておかなければならないことを中心に講義していただきました。

参加された役員からは「わかっているようで理解できていなかった部分が整理できた。」「理事会の役割や構成を役員全員で共通して理解する必要性を感じた。」といった意見をいただき、今後の会議の進め方や会議

進行の改善を考えるにあたり、たいへん有意義な研修会であったと思います。

講師の片岡氏は、和歌山協会常任理事や和歌山会の部長、副会長の職を歴任され、現在は立命館大学政策科学部および和歌山大学経済学部での寄附講座講師を担当されており、大学教壇で培われた巧みな話術で、2時間という研修時間があっという間に過ぎてしまいました。

本年9月からは新執行部が始動しますが、この研修内容を次期役員にも継承し、適切かつ効率的な会議運営に努めたいと思います。



(左) 森本近公連会長挨拶・(右) 司会進行は西谷大阪協会副理事長



全国の各協会紹介

○群馬協会

<協会の概要>

群馬協会は群馬県前橋市鶴光路町にある群馬土地家屋調査士会館の中にあります。

北関東高速道路の前橋南インターから3分のところでお越しの際は高速道路からも見えます近くのJAビルが目印となります。

JAビルは研修会場として利用しています。広い駐車場がとても便利です。



JAビル



調査士会館

<事務局の紹介>

調査士会と同室で事務局長と職員3人が調査士会の事務と協会の事務を連携分担しています。社員相互の連絡、官公署等との連絡及び対応と対処に尽力してくれています。

<協会の14条地図作成>

群馬協会の14条地図作成は、前橋区域と高崎区域とで交互に入札があります。

県外からの入札参加もありますが群馬協会が落札しています。

当該区域の社員が中心となって地図作成作業を行っています。作業班の班長は3か月位自己の事務所業務を後回しにしての奮闘であります。そのため継続的に班長をお願いできずに対応に苦慮しています。

<協会の嘱託登記>

群馬県の嘱託登記は、ほぼ100パーセント受託しています。但し、測量を伴わない嘱託登記として毎年単価契約を結びその契約内容に沿って登記の嘱託をしています。

早急に調査・測量を伴った嘱託登記となるように群馬県へお願いしているのですが、「測量会社が測量したところを再度測量する必要があるのか」と理解をすることができません。

<協会の展望>

公益社団法人となって14条作成作業そして公共嘱託登記等が優先的に受託できるものと勘違いしてしまいました。

公益社団法人となっても業務の受託には何も関係なかったのです。

群馬県による公益社団法人への指導の下、手持ち資金の少ないまま公益社団法人となったこともあり、収支相償に縛られ、足りない資金を補うための術を模索中です。

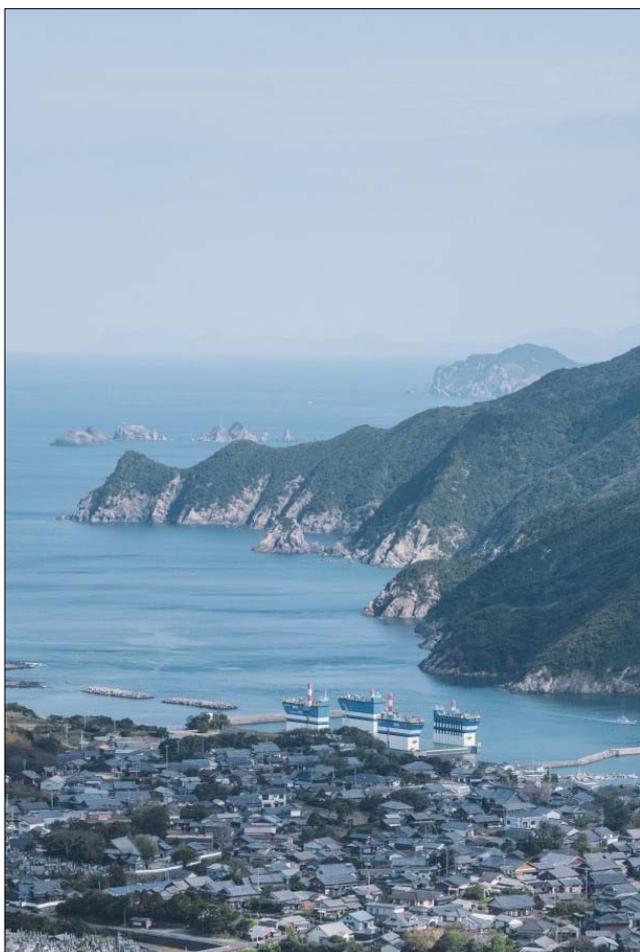
新たな科目を設けて運転資金として蓄えることが出来るようにすることや、業務の受託内容を見直す等、官公署等へ社員一丸となって業務発注を働きかけ、全社員が担当者となって業務受託が出来るように、啓発活動を行うことにより群馬協会と社員の健全な業務運営を目指しています。

○長崎協会

長崎県は、三方を海に囲まれ、NHKの朝ドラ「舞い上がれ」で舞台の一つになった五島列島、それに壱岐、対馬をはじめ、満潮時に海岸線が100m以上ある島が951島あり、島の数が日本一多くあります。

長崎協会は、その離島を含め、県下を9地区に分け、

地域に密着した体制を整えております。社員数は87名でちなみに、当協会の理事長は五島に事務所があります。



五島の風景

当協会の事務局は、長崎の地名の由来となった「長い岬」の先端に、江戸時代に幕府の命により築造された「出島」の近くにあります。また、長崎県北部の日本最大級のテーマパーク「ハウステンボス」がある佐世保市にも事務所を置いています。



出島（当協会から徒歩5分）

事務局には総務係、経理係、業務係を置き、事務局長含め4名で対応しており、佐世保市事務所には1名が常駐しております。

役員は理事長、副理事長1名、常任理事3名、理事6名、監事2名の体制で、理事会は年6回開催しております。

理事会は、新型コロナウイルス感染拡大前には事務局において実施しておりましたが、感染症対策のために、場所を変えて近くの会館で行っています。



第4回理事会（R5.3.23）

公益法人としての自主事業は、地域のランドマークである官公署所有の建物(市町庁舎、図書館等)について、建物表題登記が行われていないものもあるために、官公署と協議の上、表題登記を年に数件無償で実施しております。

本年度は、九州と韓国の間に対馬海峡に浮かぶ対馬に、大陸や日本各地との交流の歴史、を学ぶ「対馬博物館」が令和4年3月に開館しましたので、それを記念して実施いたします。



対馬博物館

当協会の近くには日本三大「くんち」が行われる長崎の氏神「諏訪神社」があります。毎年10月7日から3日間、町を挙げて催されます。

この3年間、新型コロナ禍の影響でシャガリの音が響きませんでした。4年ぶりに通常開催が決定しました。

是非、昨年開業した西九州新幹線に乗って、お出かけください。

会務報告

○ 第2回研修会及び全国理事長会議

令和4年2月13日(月)13時30分から14日正午まで、ホテルメトロポリタンエドモントで令和4年度第2回研修会及び全国理事長会議が以下のとおり開催されました。



会場風景

2月13日：第2回研修会

講演①

「インボイス制度における免税事業者への対応」と「電子帳簿保存法の改正と今後の注意点」の題目により、講師に税理士森下靖也様を迎えて行われました。インボイス制度における消費税の仕組みや協会の事務処理の対応・注意点などの説明がなされました。



税理士森下講師

講演②

「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」の題目により、講師に法務省民事局付 森下宏輝様を迎えて行われました。「1所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し、2所有者不明土地関連法の周知広報に向けた取組について、3所有者不明私道への対応ガイドライン(第2版)、4所有者不

明土地問題に対する法務省のこれまでの取組状況」の4つのテーマで、相続登記・住所変更登記の義務化、相続土地国庫帰属制度、所有者不明土地管理制度等の創設などを中心に説明がなされました。



法務省森下講師

2月14日：全国理事長会議

全国理事長会議は、各種要望事項と令和4年度事業経過報告、令和5年度事業計画(案)、ブロック出前研修会開催協力のお礼と総括、意見交換会の日程で行われました。意見交換会は①官公署へのアプローチ、②業務の充実に向けた対応、③報酬関係についての3つのテーマについて、各協会から情報や意見・要望等があり、全公連から令和3年度事業実績資料に基づく分析、登記調整業務の提案などを説明しました。



意見交換会風景

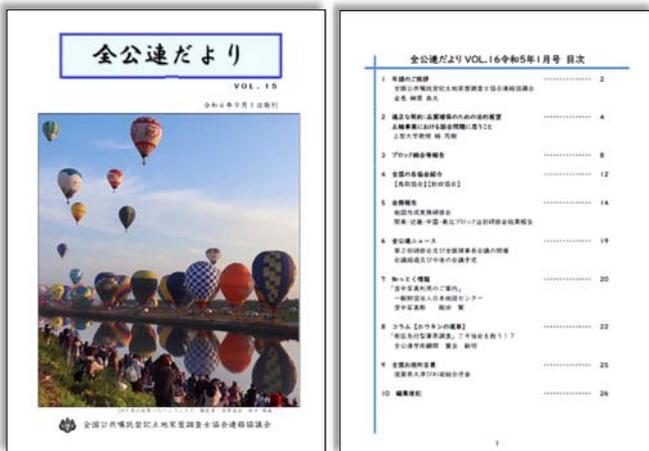
○ 広報委員会の活動報告

令和4年度における全公連の活動報告をこの機会に行わせていただきます。

全公連においては、現在の榊原会長就任の6年前から、加盟協会同士の情報提供の手段として「全公連だより」を年間3回発刊させていただいており、令和4年度は、令和4年5月にVol.14を、令和4年9月にVol.15、令和5年1月にVol.16をそれぞれ発刊しており、全公連から加盟協会に、そして加盟協会から各社員宛てに配布させていただいております。

令和4年度は新しい取り組みとして、全公連理事の所属する都道府県の中から紹介したいお役所を紹介する「お役所百景」及び、株式会社コノエさんの御協力を得て「便利グッズ」の情報提供を兼ねて、従来掲載していた「知っトク情報」の記事をさらに充実いたしました。

その他、全公連学術顧問の上智大学の楠茂樹教授、全公連顧問の寶金敏明弁護士の両先生には毎回ご執筆をお願いしてコラムを掲載しております。



全公連のホームページのリニューアルを行い、官公庁の職員さんに「公共嘱託登記」の内容や加盟協会への検索機能等を従来よりも行いやすくいたしました。



また、2年に一度発刊している官公庁向けの冊子「公嘱協会」3号の発刊及び協会の業務を説明したパンフレットを作成し、新年度に加盟協会が官公庁への挨拶廻りを行うときのツールとして利用いただくための支援をさせていただきました。



(全公連理事・広報委員長 熊谷 直樹)

1. 令和5年度第38回定時総会及び第1回研修会開催案内

令和5年度第38回定時総会及び第1回研修会を下記のとおり開催することとなりました。

日時 令和5年6月1日(水) 13時～
2日(木) 12時

開催場所 ホテルメトロポリタンエドモント
2階「悠久」

研修会のみWeb配信により各協会1
アカウント視聴可能

日程の1日目は第38回定時総会を開催し、2日目は第1回研修会を開催する構成となっております。

研修会は2部構成で、講演(1)は高知協会の泉理事長から「仮題：地図作成作業における業務の効率化に向けて」というテーマでご講演を依頼しています。

講演(2)は「仮題：公益社団法人の運営と注意点」について、公益法人における消費税等の会計処理、収支相償、特定費用準備資金、立入検査で多い指摘事項など、公益法人の運営上の注意点に関する内容を予定しています。

なお、今後の新型コロナウイルス感染状況により内容等に変更が発生する場合がございますのでご了承願います。

2. 会議経過及び今後の会議予定

令和5年

2月14日	日調連社会事業部との打合会(東京開催)
3月8日	第5回業務担当打合会(Web開催)
3月10日	第5回広報委員会(東京開催)
3月14日	全調政連第23回定時大会及び懇親会(東京開催)
3月15日	第5回正副会長会議(東京開催)
3月20日	三団体打合会(東京開催)
3月23日	公益財団法人公益法人協会との打合会(東京開催)
3月31日	岩淵弁護士との打合会(東京開催)

4月6日	第1回役員選考委員会(Web開催)
4月10日	第1回監査会(東京開催)
4月11日	第2回理事会(東京開催)
5月18日	第1回正副会長会議(東京開催)
6月1日	第2回理事会(東京開催)
6月1～2日	第38回定時総会・第1回研修会(一部Web開催)
10月24日	狭あい道路解消に向けたシンポジウム(神戸開催)

今後も全国の各協会・ブロックの活動を紹介させていただきますので、ご参考にしていただければと考えております。皆様の地元協会のイベント情報をお寄せください。

(広報委員会)



1. あったら良いな便利グッズ 「チルトホルダー」

現場計測で壁面の計測には皆さん頭を悩ませておられます。今回はミラーの高さが上下微調整可能な「チルトホルダー」をご紹介します。



「ミラーのスライドも出来ます」



「ミラーの角度を変える事も出来ます」

2. 国土地理院「測量と地図の科学館」売店にて 「基準点真鍮鋳文鎮」の販売を開始

茨城県つくば市の国土地理院内には測量の歴史を伝承する為、「地図と測量の科学館」が設けられています。広大な敷地の中に科学館、屋外には測量用航空機「くに風」などの展示品が有り、遠足や研修に一般の方が大勢見学に訪れています。



基準点真鍮鋳文鎮

3. 東京マラソンでコノエの「標」が活躍

今年も2023年3月5日(日)に開催された東京マラソンで、コノエの「標」が活躍しました。スタート地点は都庁正面玄関に常設設置されマニアのスポットになっており、コースの途中にもコース脇の縁石などに設置して有ります。



「都庁第一庁舎玄関前」



「スタート地点標」



「中間点標」

4. コノエネイルが日本で第1号「JIS規格」認証されました

発売以来永年皆様方にご愛顧頂いております「コノエネイル」がJIS規格認証を取得いたしました。「公共測量作業規定準則」にも記載され、より信頼ある永久標としてご使用いただけます。

国土地理院

測量くぎの追加

第544条 第3項
日本産業規格(JIS)に、測量くぎの品質、形状、寸法等が登録(B 79143:2018)されたことを受け、応用測量で使用できる標杭として追加された。

(標杭の材質、寸法等)
第544条 使用する標杭の材質、寸法等は、次表を標準とする。
(表 省略)

- 2 前項のほか形状、品質等は、JIS規格を標準とする。
- 3 標杭を設置する位置の状況により、金属標、標識プレート、十字釘、**測量くぎ**等を使用することができる。**なお、測量くぎは、JIS規格を標準とする。**
- 4 標杭には、必要に応じ固定番号を記録したICタグを取り付けることができる。

国土地理院ホームページより



5. ご意見募集

コノエでは現場でご活躍の皆様方から頂いたご意見、アイデアやヒント、企画を、製品化・企画化する事に取組んでおります。どんな小さなことでも結構です、下記担当者宛ご連絡下さい。

株式会社 コノエ
<http://www.konoe.co.jp/>
 測量事業本部 水嶋 宏道
 E-mail:h.mizushima@konoe.co.jp
 〒578-0957
 大阪府東大阪市本庄中2丁目3番36号
 Tel: 06-6747-6051
 Fax: 06-6747-6053

※上記募集及び商品につきましては直接上記連絡先にお問い合わせください。

相続財産の国庫帰属と土地家屋調査士の役割

全公連学術顧問（元東京法務局長）

弁護士

寶金 敏明

八五郎「ご隠居さん、ちょっと判らねえことがあって来やした、教えて下さいな」

ご隠居「なんだ、八つつあなか。あんたは調査士なのに、本ばかり読んでいる変わり者じゃて、あんたの話はいつも難しいんだよ。拙老に分かるかな…」

八五郎「今度、相続財産を国にくれてやるっていう仕組みができたでしょ。令和3年法律第25号ってやつですよ」

ご隠居「国にくれてやるって言うようなお気楽な仕組みじゃないな。土壤汚染や崖の崩落の恐れがないなど問題のない土地で、権利関係もクリーンでなきゃならん。お前も知ってのとおり、国はこれまで土地の物納を厳しく制限して、納税者を泣かせてきた。その延長みたいな仕組みじゃ。国はそう簡単には相続土地を受け取らん。」

八五郎「境界争いのある土地は、権利関係がクリーンでないから受け取らないって言うんでしょ。だとすりゃ、こちとら調査士にとってビジネスチャンスだと思ってたっすよ。『調査士に境界をピカピカにしてもらってからじゃないと国は受け取らん』ならばあっちら調査士は、靴磨きじゃなかった筆界磨きで一儲けできるんじゃないかってさ」

ご隠居「いつもながら、利を読むことにかけてはア、やたらすばしっこいねえ」

八五郎「あたぼうよお…と言いたいところなんですがね、お上のお達しをよく読んだら、『法第2条第3項第5号に規定する「境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地」の「境界」とは、公的境界である「筆界」ではなく、「所有権界」を意味し、本図面中表示される土地の範囲も「所有権界」による範囲を意味する。

したがって、本図面中表示された土地の範囲が「筆界」と相違することをもって承認申請を却下することはできない。」と宣（のたも）うてるじゃありやせんか。それじゃ、あっちら調査士は及びでないっ



ゆうことじゃないっすか！」

ご隠居「ん～、確かにそう書いてあるな…」

八五郎「あれ、ご隠居さん、もしかして知らなかったんですかい？」

ご隠居「も、もちろん知ったわい。」

八五郎「あっしゃね、施行令案や施行規則案についてのパブコメも読んでみたんすがね、なぜ所有権界を申請すれば足りなのか、についてはお役人の明らかな説明はなかったっす。…あれ、ご隠居、読んでないみたいだな？ヒマ人のクセに」

ご隠居「…まあ、所有権界に特化しているゆえんについては、拙老なりに推測はできるがの。」

八五郎「もったいぶりやがって！やっぱり判らないんだろ、コノヤロ」

ご隠居「人にもものを尋ねておいてコノヤロはないだろ」

八五郎「判っているならトットと吐きやがれ！さあ面白くなってきたぞ」

ご隠居「まだ、勉強不足で直接の論拠は掴んでおらん。しかし、所有権界にこだわる底流には、改正土地基本法（令和2年法律第12号）があると拙老は見てる。」

八五郎「大きく出やがったな。土地基本法？そんな仰々しい法律はあっしの登記三段六法には載ってねえ。登記三段六法に登載あらずんば、法に非ずだ！」

ご隠居「じゃがのお、令和2年改正後の土地基本法が調査士に与える影響は計り知れないんじゃ。先ず改正法6条2項は「土地の所有者は、…その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるよう努めなければならない」と明記しておる。続いて、13条は、国・自治体に対し、適正な土地の利用及び管理の確保を図るため、「土地の利用又は管理の規制又は誘導に関する措置を適切に講ずるとともに、同項の計画に係る事業の実施及び当該事業の用に供する土地の境界の明確化その他必要な措置を講ずること」を法的責務として要請しておる。

口の悪さと反比例して頭脳明晰な八つつあんなら、

両者の違い、即判るじゃろ？」

八五郎「フントだ！お役所宛てには「土地の境界」を明らかにしろ、と言いながら、パンピー宛てには「所有権の境界」の明確化を求めてやがる。…なんでやねん？」

ご隠居『『土地の境界』とは、所有権界兼筆界のことであり、『土地の所有権の境界』とは、文字どおり所有権界を指す。要は、筆界という『官の都合で設営されている境界』のことまで、民が把握する必要はない、ということなんじゃろう』

八五郎「なあるほど、今回の法務省のお達しも、この土地基本法の理念を受けて、国庫帰属法との関係でもパンピーが明らかにすべきは「所有権界」のみをもって足りるとしたんじゃないか、っていうことですかい？」

ご隠居「まあ、そういうことじゃな」

八五郎「でもねえ。世の中にはパンピーの考える所有権の境が、筆界と食い違っているってなことが無数にありまっせ。早え話、申請者は一つの土地所有権界しかないと思込んでいるけど実際には別の筆の一部にまでまたがって所有しているなんてのがザラにある。そんな『境界が明らかでない土地』ちやいまっか？」

ご隠居「お前さんは、江戸っ子なの？浪速っ子なの？」

八五郎「はぐらさないで下さいよお。今回のお達しはあっちら調査士を干乾しにしようって言うもんですかいかい？」

ご隠居「国は土地を公的に管理する立場じゃから、国庫に帰属させる土地の筆が分からぬとは言えんじゃろ。国としては、所有権界に争いが無いことを確認できたなら申請土地を受け入れることとし、その後、自ら筆界を調査するというスタンスじゃなかろうかのお」

八五郎「またまた無責任な妄想を…。あれれ、そう言われて今、お達しを見直しているんですが、こんなことが書かれてますよ」

ご隠居「どんなことじゃ？」

八五郎「やっぱり知らねえんじゃないですか。『承認申請者は、自らが認識する「所有権界」による土地の範囲を示せば足り、隣接地との境界について復元測量等を実施することまでは要しない。もっとも、管轄法務局の審査に資することを目的として、あらかじめ復元測量等を実施し、その成果を資料として任意に提出することは差し支えない』と書かれておりやす」

ご隠居「ハつつあん、良く気付いたの。所有権界

による申請があれば、管轄法務局は審査の一環として筆界の復元測量を行う。申請者たる私人が、先回りして復元測量成果を任意提出することはO.K.だとしておる」

八五郎「復元測量を行うのは、モチロン、専門家たるあっちら調査士にお任せってなことになるんでやんしょね？」

ご隠居「あり得る話じゃな。じゃがのう、法務省の令和5年2月15日付け「相続土地国庫帰属制度における専門家の活用等について」では、業務として申請書等の作成の代行をすることができるのは、専門の資格者である弁護士、司法書士及び行政書士に限られているとしているだけなのじゃ。

しかしなあ、調査士は、申請人の助っ人として筆界を探索するのではなく、法務局の助っ人として筆界を探索する。そうでなければならんのじゃ。そういう日がきくと来るじゃろう。」

八五郎「ご隠居は、歳のせいで最後はいつも無責任な夢物語だ。しかし、あっちら調査士はそうは行かねえ。こうしちやいらねえ。これから調査士仲間を集めて大いにアピールし、夢の実現に向けて突っ走るぜ！」

(了)

全国お役所百景：下関市役所



下関市役所本庁舎(左が9階建西棟、右が5階建東棟)



地理院地図 GSI Maps より作成



西棟6階より関門海峡、関門橋を望む

下関市は本州最西端に位置する山口県下最大都市で、中核市でもあります。その中心市街地エリアの一つである唐戸地区の一角に下関市役所本庁舎は立地し、周辺には唐戸市場や下関市立しものせき水族館(海響館)などの観光スポットがあります。1955年に完成した本庁舎が老朽化したことで、同敷地に2012年に新館を着工し、2015年に本庁舎西棟がオープン、2021年に本庁舎東棟がオープンしました。

編集後記

新緑の候の5月となり、一年で一番過ごしやすい季節になりました。みなさまにはいかがお過ごしでしょうか。とご挨拶したいところですが、ここのところの天候の不安定さときたら、夏日となり初夏のような日が続いたかと思えば、数日後には出勤時に肌寒いからと薄手のセーターを着て出かけるという日もあり、北海道や東北地方では積雪を記録したとのニュースも数日前に飛び込んでまいりました。皆様方には体温管理に注意して、体調にはくれぐれもお気を付けいただきますよう切に願っております。

さて、永らく続いておりました新型コロナ禍での自粛生活ですが、第5類への移行を機にまずは一区切りついたように思われます。コロナ以前とまったく同様にというわけにはいかないでしょうが、仕事や生活もほぼ元通りになっている方が大多数ではないかと思えます。協会の総会シーズンはもう少し先ですが、調査士会をはじめとする各種団体の会議シーズンを迎え、合わせて開催される懇親会も自粛期間の鬱憤を晴らすかのように盛り上がっている

のではないのでしょうか。羽目を外しすぎて事故など起こされぬよう、存分に楽しんでいただけたらと存じます。

ところで、すっかり習慣化してしまったマスク着用に関してみなさまはどうされているのでしょうか。一応各自の判断でというお達は出ましたが、日本人の悲しい性なのか、はたまた素顔をさらすことにいまさらながら無意識に不安を感じてしまうのか、筆者は外出や接客時には着用している事がほとんどです。なんとなくマナーとして着けておいた方がいような気もしますが、今から蒸し暑い日が増えてくると、暑がりの筆者としては辛いところです。

なんにせよ、これからは全国のみなさまと顔を合わせる機会も増えてくると思えます。コロナも消滅してしまったわけではないので、自粛生活に逆戻りしないよう、感染予防には引き続き注意して日々の業務に励んでいきたいと思えます。

(広報委員 渡邊 英雅)

お願い

「全公連だより」へ掲載できるイベント・講演会等の情報提供、知っとく情報への掲載記事、投稿写真、論文、意見発表など募集いたします。

詳しい募集要領は事務局にお問い合わせください。

また、「全公連だより」へのご感想、意見をお寄せください。

(広報委員会)

令和5年5月1日発行
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
〒112-0013 東京都文京区音羽1丁目15番15号
シティ音羽2階205号
Tel (03) 5976-6761 Fax (03) 5976-6762
HP アドレス <http://www.zenkoren.jp/>
担当：広報委員会

